

日野市基本構想



日野市基本構想

日野市

日野市立図書館
☎042-581-7354



5375328

日 野 市

750

日野市基本構想

昭和46年7月

地方自治法第2条第5項の規定に基づき、日野市基本構想を次のように制定する。

昭和46年7月9日

日野市長 古 谷 榮

目 次

第 1	基本構想の目的および性格	1
第 2	基本構想の目標年次	1
第 3	日野市の将来展望	1
1.	人口と産業	1
2.	都市環境	2
3.	市民生活	3
4.	行 財 政	4
第 4	日野市のめざす都市像	5
○	くらしを守る住宅都市	5
○	連帯する市民の都市	6
第 5	施 策 の 大 綱	9
1.	都市基盤の整備	9
1)	土 地 利 用	9
2)	市街地整備	9
3)	道 路 交 通	10
4)	自然環境の保護	10

2. 市民生活の安定向上	10
1) 生活環境	10
2) 保健衛生	12
3) 社会福祉	13
4) 教育文化	13
3. 産業経済の発展	14
1) 農業の振興	14
2) 中小企業の振興	15
3) 市民消費経済の保護	15
4. 行財政運営の合理化・近代化	15
5. 市民の市政への参加	16

日 野 市 基 本 構 想

第 1 基本構想の目的および性格

この基本構想は日野市の将来のあるべき姿をえがき、この目標に到達するために必要な基本的施策の大綱を定めることにより、総合的かつ計画的な行政の運営をはかることを目的とする。

また、この基本構想は基本計画、実施計画の基礎となるものであるが、制定後社会および経済情勢の変化により構想と現実がいちじるしく遊離し、本市の基本としてふさわしくない状態となった場合には改訂できるものとする。

第 2 基本構想の目標年次

この基本構想は昭和55年を目標年次とする。

第 3 日野市の将来展望

1. 人口と産業

1) 人 口

大都市中心部の人口が減少している反面、この周辺都市において人口が増加している傾向は、こんごもつづくものと予想される。このような情勢のなかで本市の人口は都市化の進行とともにひきつづき増加し、目標年次には総人口で16万人～17万人に達するものと予測される。

また、平均世帯人員は核家族化、単身世帯の増加等により、縮少する要因も考えられるが、一方出生率の増加傾向がみられるので、ほぼ現状規模で移行するものと予想される。

2) 産 業

本市の農業は、都市化の進行とともに、ますますきびしい条件のなかにおかれるものとみられるが、一方では新しく形成される巨大な消費市場に隣接した有利な立地条件と生鮮食料品、花き等の需要増大が見込まれ、これらを背景とした近郊農業の存立は、可能であると考えられる。したがってこんごはこれらの面での基盤整備が推進されよう。

工業は地価の高騰、公害規制の強化等により新たな工場の進出はこんご限られたものとなることが予想される。また既存工場も公害問題から設備改善が要請され、将来は公害を出さない工業へと漸次移行するものと思われる。

また商業活動は消費人口の増大と大量消費の傾向が強まり、こんご一段と活発化するものと予想される。とりわけ小売業には、構造的変化が予想され、食料品、日用雑貨を中心とした小売商店の総合大型化および買回り品を扱う専門店化の傾向が強まるものと思われる。また消費者側も所得水準が高まり、自動車で買物をするなど購買のパターンが変化し消費者の行動圏が広がることが予想される。

2. 都 市 環 境

本市は都市計画法により市域の約82%が市街化区域に定められたが、この区域の約25%は農地であり、これがこんご10年間ですべて市街化するものとは考えられない。

とくに公害等の影響の少ない区域は農業団地あるいは生産緑地として住区と共存しながら残るものと予想される。

市街地開発は、おおむね区画整理および民間開発者等によって行なわれるものと思われるが、公共用地のほか、極力緑地を確保する方向ですすめられる。

道路は、モータリゼーションの進展にともなってこんご着実に整備されるであろうが、自動車の排気ガス、振動、交通災害といった公害の発生を未然に防止する観点から、道路構造上の技術的工夫がなされ、住生活に密

着した歩・車道分離の生活道路が優先的に整備されると思われる。

下水道は、浅川・多摩川排水系統の幹線路によって、都市下水路の段階を経て逐次整備されると思われるが、この建設・維持・運営は、効率性や財政負担能力からみて、広域的になされるものと思われる。

水道は従来水源を地下水に依存してきたが、こんご水位の低下、需要の増大により都分水への依存度が高まるものとみられる。給水区域も全市域におよび、将来地下水はごく限られた範囲でのみ利用されることになる。

また、多摩地区各市の水道事業の一元化が検討されているので、水道料金の多摩地区格差は、是正の方向にむかうものと思われる。

汚物処理は、生活水準の向上により、市民1人当りの排出量が増加するとともに、耐久消費財等の廃棄物も多量になり、効率的な大型機械の導入が要請され、広域的な協同処理が検討されることになる。

都市環境を悪化させている公害発生源は、多種多様にわたっており、こんご問題となってくる公害その他潜在している公害は、容易に予測できないが、公害対策は予防的な面から規制措置の強化、環境基準の設定等しだいに総合的体系的に整備されるとともに防止技術の開発も併行して進められ改善の方向に進むものと考えられる。

3. 市民生活

技術の進歩は経済の発展と相まって、これからの勤労生活内容にも変容をもたらすものと予想される。とくに、生産部門のオートメ化によって仕事の規格化や単純化が進み、技術者の比重が高まるであろう。また事務管理部門でも事務処理の機械化が進み、従来の定型的作業では、人手が省かれ、高度の知識や技術を要するスペシャリストや、人間でなければ処理できない対人関係の仕事の比重が高まるであろう。

このような勤労そのものの質の変化、企業の組織体制の構造的変化は労働時間を短縮させ、余暇時間を生むこととなるであろうし、所得の向上と相まって、レジャー需要が増加し、趣味などによる社会集団に帰属する市民が増加し、各種の市民施設が要請されることとなる。

また、こんごの市民消費生活も多様化、高級化の傾向がいつそう高まる
ことが予想され、消費水準の向上によって消費のあり方についても変化が
生じ、住居費や教養、娯楽、交通、通信などの生活内容を豊かにする経費
の割合が増大する型の消費構造にむかうものと考えられる。したがって、
これら市民の水準の高い消費生活に対応した各種の運動施設や教養を高め
るための施設の要請が高まるものと予想される。

環境の浄化が進み、医療施設等が充足されることによって伝染病等はこ
んご漸次減少していくものとみられるが、反面都市化による自動車災害、
および成人病、老人の疾病の比重が高まるものと思われる。

教育面については、こんごますます幼児教育についての関心が高まり、
関連の施設整備が要請されよう。また、交通災害から児童を守るための施
策が必要である。

福祉行政については、とくに老人、児童、母子および心身障害者を対象
とした幅広い積極的な施策が要求されよう。

4. 行 財 政

市の行財政は都市化の進展とともに、大きく変ぼうするものと思われる。

市民生活の変化は市行政に対するさまざまな要請、行財政需要の増こう
をもたらし、市が地域的課題に対処し、そのはたすべき役割もますます拡大
されるものと思われる。市民の快適な生活への欲求は市民要求として具体
化し、市行政への期待も多様化、積極化するものと考えられる。

市は、これら行財政需要の増大化と、きびしい財政事情に対処して自ら
の行財政制度の改善、その運営の合理化、近代化をはかる必要が生ずる。
行政組織の合理化、能率化をはかるとともに、財源の充実と経費の節減を
期する等総合的、計画的な行財政運用が要請されることとなる。

第4 日野市のめざす都市像

目標年次における本市の展望は、市民に多くの可能性を約束すると同時に、また多くの困難な課題の解決を要求する。

いまこそ市は、市民の総意により、これらの課題に対処し、快適な市民生活実現のための基本的目標を明らかにしなければならない。進展してやまない市勢の歩みは、目標の早急な設定を求め、その遅滞を許さない。

市はここに、つぎの二つの目標を「めざす都市像」としてかけ、これらが市民の生活の場を守り、その内容を高めることを確信する。

○ くらしを守る住宅都市

かつて市民は、自然の恵みのままに豊かで、のびやかな生活を営んできた。しかし経済の急速な発展は自然との共存を忘れ、くらしと自然の調和を困難にし、現在、人命さえ危うくしている。

市は市民の総意をもって安心して生活できる日野市を建設しなければならない。

生活環境の早急な整備により市民に健康を約束し、その生活に安定と憩いをもたらすことは、いまや市の大きな責務となっている。

道路、上下水道を中心とする都市施設の整備について市はあらゆる角度からこれを積極的に推進し、市民すべての理解と協力により施策の適切な実施をはかる。

市内の産業は、これら施策が着々と実現されるなかで市民の日常生活と密着して保護育成され、その立地については、全市民の安全と利便を十分に考慮した適正な指導がなされる。

その結果、商業は、消費人口の拡大と交通網の整備によりさらに成長し、工業は諸施設の改善等により安全な市民の職場として発展し、農業はその象徴ともいべき緑を通じ、自然との調和回復に重要な役割をはたす。

今日、緑の確保は単に自然景観の保護にとどまることなく、生活の多方面にかかわる重大な問題と化している。市民すべてが認識を新たにし、市

をあげて緑の確保・保全につとめなければならない。

一方、社会福祉問題に対しても、市は可能なかぎりの施策をこうし必要な保護と援助の手をさしのべるとともに毎日の暮らしに不安のない市民生活を実現する。とくに児童については、健全な保護育成環境を整備し、その健康で安全な成長を期待するとともに、老人問題については積極的な社会復帰を目標とする諸施策により、老後の不安を解消し、市民すべての福祉活動への参加によりますます複雑化する福祉の課題を克服する。

都市環境の整備と福祉の充実による生活の安定こそ市のめざすところである。

○ 連帯する市民の都市

市勢発展の礎石として、市は教育を重視し、その施設整備にできうる限りの努力を続けてきた。これら教育環境の整備を背景として、市民は余暇時間を学習活動に、あるいは趣味や実践活動に活用する。

公民館を中心として展開される社会教育活動は、こんごその分野をいっそう拡大し、内容はより高度化される。系統的に組織された、成人教育のプログラムのなかで市民は広く文化に親しみ、識見を高め、発言する市民として自らを再教育する。情報化時代に対応して経営される図書館はそれら市民の専門的要求にこたえとともに、身近な文化施設として生活を楽しみ、教養趣味を充足する読書の場となる。

市は地域集会施設を計画的に整備し、地区住民の積極的な交流をうながし、市民が自由に利用できる施設を確保する。

親しい者、趣味・目的を同じくする者はこれら施設の利用により必要なときいつでも自由に学習し、語り合えることを保障される。

市民の相互理解、協調精神、郷土愛はここで培われ、親睦はスポーツ活動等を通じ、いっそう深められる。

各種施設の整備により市民の交流は一段と活発化し、新たな連帯意識が養われる。そこには、明日の生活をより高めようとする積極的な姿勢が芽生え、やがて、それは市民意識として定着する。

郷土の明日を求め、語り合う市民の声はつねに市政に反映し、自治の精神は確固としてより高い次元へと高揚する。

明日の日野市建設のたくましい力は、語り合う市民の連帯にこそある。

第5 施策の大綱

1. 都市基盤の整備

1) 土 地 利 用

住宅地、農地、緑地、商業地等を有機的に連けいさせ、それぞれが効率的に機能するようつぎの施策をすすめる。

イ 用途地域の指定の合理化と純化をはかり、とくに住居地域については、主として専用地区とし、高度地区の指定を行ない、良好な住居環境を守る。

ロ 開発区域は、他の区域と相互に連けいするよう指導する。

ハ 都市再開発の推進ならびに国有地・所有地の活用により、オープン・スペースの確保をはかる。

ニ 住居地域には、義務教育施設等の公共用地をかたよらないよう、適切に配置する。

ホ 商業地、工業地は原則として住宅地と混在しないよう各地域の純化をはかる。また、工業地域は、環境整備に努力し、商業地は人口の地域配分を考慮し、日用必需品の需要をみたせる近隣商業地域を適切に配置する。商業地域については、国鉄、私鉄各駅を中心として商店街が形成されるよう計画し、効率的立体的土地利用を行なうよう指導する。

ヘ 農地については農業者の協同による都市開発、農地の集団化、また生産緑地の設定等効率的な土地利用が行なわれるよう誘導する。

2) 市 街 地 整 備

丘陵地、平坦地等地形上の制約と都市施設の配置を十分配慮して市街地の開発、整備をすすめる。

土地区画整理事業については、諸権利者と十分に話し合いを行ない、積極的に推進するとともに、組合、共同施行による方法を普及して、不良市街地が形成されないよう指導育成につとめる。

また、民間の宅地造成および、このほかの住宅団地造成については、規制と誘導の両面から、良好な市街地となるよう強力な措置をこうずる。

既成市街地の整備は困難な条件のもとにあるが、都市再開発の有効な手段により地域関係者の協力によって推進する。

3) 道 路 交 通

こんごますます増大する交通需要に対処し、交通災害、排気ガス公害等から市民を守り、安全な通行が保障されるよう積極的な施策をこうずる。

イ 未整備の道路は拡幅・舗装等の改良をすすめ、道路網の整備がおくれている地域は、新設をはかる。

ロ 歩行者、とくに通学児童の安全確保のため、踏切の立体交叉、歩・車道の区分を促進するとともに、ガードレール、道路標識等を設置する。

ハ 自動車排気ガス・振動・騒音等の公害から住居環境を守るため、街路樹を植樹するほか、道路の構造を検討する。

ニ 市内循環バスの実現をはかる。

4) 自然環境の保護

住宅都市をめざす本市においては、公園、緑地のはたす役割は大きく重要なものであり、自然がこれ以上破壊されないよう諸施策をこうじていかなければならない。

このために自然環境の保護を十分に考慮した都市計画によって、より多くの市民が自由に利用できる公園、緑地を積極的に配置するとともに、まちぐるみの緑化運動を推進する。また団地造成者には、公園、緑地を適切に整備させ、とくに丘陵地の宅地造成者には街路樹の植樹と傾斜地等の緑化をはかるよう指導する。

2. 市民生活の安定向上

1) 生 活 環 境

近代的な市民生活を実現するため生活環境の整備を優先的に推進し、

生活の障害と不安を防止し、市民生活の安全を確保する。このため水道の全市域給水を早急に実現するとともに、下水道計画をすすめ、清掃事業の近代化と処理施設の整備充実をはかり、また予期せぬ災害や公害等から市民の生命財産を守り、安全な環境の整備につとめる。

イ 水 道

水道事業の第2期拡張変更計画と第3期拡張計画をすすめ、全市域を給水可能区域とし、市民の水使用に対する不安を解消する。水源は今後地下水位低下と都市化の進展にともなう水需要の増大等に対処し既設水源と、都分水の受水により確保する。

また東京都がすすめている三多摩各市の水道事業一元化については市民の利益と結びつく方向で内容を十分に検討する。

ロ 下 水 道

下水道は都市施設として欠かせないものであるが、その整備普及には莫大な投資を要することから、広域的・共同的な事業計画を検討し整備の緊急性・優先性を考慮し都市計画事業の進行のなかで積極的にその実現につとめる。

また排水路と化している用水路についても改修をすすめるとともに、維持管理を積極的に行い、この活用をはかり、あわせて都市下水路の整備を推進する。

ハ 清 掃

市民の日常生活のなかで日々排出される汚物については迅速かつ衛生的な収集処理がたえず求められる。このようなことからゴミ処理については、市民の協力をえながら能率的、衛生的な収集方法の普及をはかり、こんご予想されるゴミの質・量・形態の変化と多様化の傾向に対しては、新たに開発される技術の積極的な研究と導入につとめ効率的な処理を行なう。

し尿処理施設については拡充をはかると同時に改良をかさね近代的な施設として整備する。

ニ 防犯・防災

不測の事態から市民の生命と財産が守られ、市民が安心して日常生活が営めるよう関係機関と協力して防犯・防災対策をこうずる。

防犯については住宅形式の変化、住宅の密集化に対処した適切な防犯知識の普及をはかり、市民の協力を求めて防犯体制を確立する。

火災から市民を守るため現有消防力を「消防力の基準」に適合するよう努力し、消火活動の万全を期する。

このほか災害対策については、国・都と一体となって防災活動が行なえる体制をととのえとともに市は一次的防災機関としての責務を自覚して、災害予防、応急、復旧対策等、総合的な防災体制を確立する。

ホ 公 害

市民の生活を阻害し、健康をおびやかす種々の公害に対してはあらゆる手段で防止と追放のための対策をすすめる。このために調査・監視体制の充実と強化をはかり、発生源の究明、情報の交換を行なうとともに、関係機関の協力をえて発生源の取締り、指導など、積極的な行政措置が行なえるようつとめる。

また市民の創意と協力によって、まちぐるみの公害防止運動を推進する。

2) 保 健 衛 生

生活環境の整備を促進するとともに、こんごの社会環境の変化を十分に考慮した対策をすすめる。とくに予防衛生を重視し、予防接種、成人病、老人の疾病のための定期的な検診と伝染病予防の面から、そ族・昆虫駆除等の対策を徹底する。

また、保健所と密接に連れいし、市民の健康保持のため、母子保健をはじめ、各種の健康診断の実施を促進し、保健衛生思想の普及と指導を積極的にすすめる。

このほか、市民の医療施設を確保するため、市立総合病院の整備充実

をはかるとともに市内の医療機関の協力をえて、休日診療、交通傷害に対する救急診療体制を確立する。

3) 社 会 福 祉

福祉の課題は最近とみに複雑化し、その解決は国や都の施策にまつところが大きい、市としてもより巾広い、きめこまかな行政を目標に、市民の日常生活にとけこんだ福祉活動を推進する。

児童の福祉については、保育施設をはじめ、各種児童厚生施設の整備とともに、その内容をさらに充実し、またこんごますます増大すると思われる老人問題に対しては、積極的に社会復帰をうながし自立生活の維持向上をはかるため、福祉センター等施設を整備し、相談指導機能を強化する。老人団体の育成にあたっては、社会教育活動との連絡を密にし孤独感や疎外感から老人を解放するため強力な指導を行なう。

心身障害者については、通所訓練施設のほか、訪問指導体制を充実しその福祉を向上する。

また保護、援護施策については生活保護家庭をはじめ低所得者層に対しての生活更生相談を充実し、自立更生の道を開くよう積極的に指導する。

これら事業の推進にあたっては、日野市社会福祉協議会をはじめとする各種福祉団体と緊密な連絡をたもち、その協力をえて、市民の福祉を向上する。

4) 教 育 文 化

イ 学 校 教 育

科学技術の進歩や経済社会構造の急速な変化は教育のあらゆる分野に大きな改革をもたらそうとしている。この時代の要請にこたえるためには施設の整備に加え、教育内容の充実をはかることが必要である。

そのため教職員の研修をはじめ教材・教具の整備充実、学校保健体育の拡充、特殊教育の振興、その他諸条件の整備をすすめ教育水準の向上につとめる。

また、幼児教育の重要性と幼稚園教育への市民の強い要請に対処するため公立幼稚園の増設や民間幼稚園の誘致に積極的に取り組むとともに、公私立保育園との関連性についても十分検討して幼児教育の普及充実に努力する。

高校、大学については就学率が年々高まっており、人口増加にともない施設の不足が予想されるので誘致についていっそう努力する。

ロ 市民文化

市民が自発的に学び自らの資質の向上につとめるための機会、場所を広く提供する必要がある。そのため、幼児教育、家庭教育、青少年教育、成人教育、老人教育等人間の一生を通じて学習する、いわゆる「生涯教育」のための諸施策をこさずる。

公民館、図書館、地区センター等諸施設を充実し、それぞれの機能の連けいのなかで市民の文化活動への積極的参加をよびかけ、郷土の文化的遺産を継承して地域にねざした市民文化の創造をはかる。

一方、市民の体位向上、健康増進のための体育レクリエーション施設を整備拡充するとともに、青少年の健全育成をはかる。

また、学校開放を積極的に促進して勤労青少年や地域住民の身近な施設として、また幼児・児童の遊び場として利用されるようはかる。

さらに、市民の自発的学習意欲が結集していくことは市民意識の高揚にも通じる重要な課題であるので、民間有志指導者の養成と自主的小集団や社会教育関係団体の指導育成につとめる。

3. 産業経済の発展

産業の振興にあたっては経営および技術的な水準を高めることを基調とし、商工業、農業をとりまく諸条件の整備を積極的に推進し、生産性の向上を促進する。

1) 農業の振興

急激な都市化と経済の高度成長による公害等の影響によって農業振興をはばむ条件はいっそうきびしいものとなっているが、こうした傾向の

なかで、生鮮食料品等を市民に供給する重要な役割をはたす都市農業として経営の自立化、企業化をすゝめ、消費者と直結した流通機構の整備を併行して推進する。

また市民が土と親しみ、自然と対話できる農業レジャー公園の設置を土地利用の中で検討し、生産緑地としての性格をもたせながら都市と共存し得る農業を確立するとともに自立志向農家の指導育成につとめる。

2) 中小企業の振興

工業については、近代的経営管理制度の導入と、資金融資のあつ旋等によって、体質改善・生産性の向上をはかり、経営の安定をうながす。

また労働力の確保に必要な従業員の福利厚生施設を企業体が共同設置する方向で指導する。

商業は、零細経営が多く、このため過当競争状態を呈している。これら企業が互に協力し、協業化、協同化により商店の大型化をはかり顧客吸引力を強化するよう指導するとともに、小口事業資金の利用等金融の円滑化を通じ、近代化を推進する。商店街の再開発により近代的商店街の形成をはかり流出購買力を吸収し、国鉄、私鉄の各駅を中心とした商業圏を確立する。

3) 市民消費経済の保護

生活必需物資の多様化に対処するため、商品に対する知識の普及や商品テストがなされなければならない。そこで継続的な学習(消費者講座)の推進、消費者センターの利用促進により消費者教育をたかめる。

また市民が日常の生活をまかなう必需物資を、市内で選択購入できる商品の豊富な商店街の育成につとめる。

4. 行財政運営の合理化、近代化

市の行政事務は年とともに増大し、その内容も複雑多岐にわたりつつある。これにともない行政上の経費も増こうの一途をたどっている。

限りある財源のなかで、住民福祉水準の維持向上をはかるには最少の経費で最大の効果をあげる行政が期待される。市はこれらの要請に対処して

行財政運用について徹底的な合理化と近代化を推進し、住民福祉を実現する。

- 1) 市の行政組織及び行政構造を再検討し、都市化の進展と、業務の性格に即応する処理体制、流動的、弾力的な組織への改革を試み、社会的、経済的変動に対応して充分機能し得る行政組織を確立する。
- 2) 市民の利便性並びに行政運用の能率化と一元化を期するため、実情の許す限り市の行政事務並びに公共的施設の集中一元化をはかるとともに関係行政機関の協力を求めて、その地域的統合を促進する。
- 3) 職員の資質の向上をはかるため、効果的な人事管理をはかるとともに研修制度を充実し、さらに各組織間の事務量に相応する職員の適正配置を実施して能率的かつ民主的な事務体制を確立する。
- 4) 行政事務の処理については、その現状分析を実施し、市民の利便性、行政の効率性等総合的、全体的角度から検討を加え、大幅な事務の改善その標準化、機械化、集中化を試み、先進的な事務の合理化、能率化を推進する。
- 5) 市が行なう公共事業、公共施設の整備並びに行政事務の処理等については市域をこえて隣接団体との共同処理または協力関係を必要とするときは、積極的に関係団体の協力を求めて推進する。
- 6) 市財政の運用については財源の充実とその確保に全力をあげるとともに、高度化する行政需要に対処して財源の効果的な使用と経費の節減をはかり、あわせて健全かつ充実した市財政を確立する。
- 7) 市が行なう各種の事務、事業等については経営理論の導入、その採用につとめるとともに、採算制、効率性を主眼として運用する。とくに市の公営企業、特別会計事業等については、収支均衡・独立採算制の建前を確立する方向で努力する。

5. 市民の市政への参加

市政の目標である福祉の増進は市と市民相互の努力と協力により実現されるものである。

市民の市政への参加はこれら努力と協力の意義をいっそう高め、限られた行財政のなかに積極的に市民の意思を反映させ、全体として効率の高い市政を促進することにある。

そのためには明確な市民意識と全市民による連帯が必要とされる。

市は豊富で正確な情報の提供を通じ、市民の市政への関心と理解を深め市民意識の醸成につとめるとともに市民の声を市政に反映するための機会を用意する。市民施設の適切な配置により市民の交流を活発化し、従来の地縁的なコミュニケーションの範囲を拡大し、連帯意識の浸透をはかる。

身近な問題の解決を求める市民の声は、語り合いと相互理解により視野を広め、郷土を愛し、その均衡ある発展を求める市民意識に成長し、心をひとつにする大きな力として市政を前進させる。

連帯し、高揚する市民意識は民主的な市政の運営を促進するとともに、行政との緊密な関連のなかで互いに啓発しあいながら協調し、市政の目標実現を早めるものである。

市民の市政への参加を積極的にうながし、自治の本旨を全うする。